

公 告

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年1月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

広路4号 油小路通

2 事業地

(1) 収用の部分

京都市伏見区竹田西内畑町，竹田浄菩提院町，中島北ノ口町，竹田鳥羽殿町，竹田藁屋町，竹田松林町，下鳥羽東芹川町，毛利町，北寝小屋町，南寝小屋町，下鳥羽浄春ヶ前町及び下鳥羽但馬町地内

(2) 使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成19年1月16日から平成23年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

(建設局街路部広域幹線道路課)